

常陸大宮市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成30年度定例監査の結果に基づき講じた措置の状況について常陸大宮市長より通知があったので次のとおり公表する。

令和元年12月10日

常陸大宮市監査委員 自見友一

常陸大宮市監査委員 飛田啓一

常陸大宮市監査委員 高村和郎

平成30年度定例監査の結果に対する措置状況又は措置方針等は、以下のとおりである。

< 改善を要する事項 >

改善を要する事項	措置状況又は措置方針等
<p>調定事務（変更）について            研修事業参加者負担金等について，不参加による還付に伴う調定額を減額する手続がなされていない事例が見られた。            適正に事務を執行されたい。</p>	<p>今後は，市財務規則の規定に基づき，適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 学校教育課】</p>
<p>現金取扱いについて            許可申請手続に係る現金収納に関し，その釣銭を職員の所持金から立替えている事例が見られた。            現金を取扱う部署において，職員個人の所持金と公金とを混在させて取扱うことは，会計事故の発生の原因となり得るので適切ではないと思料される。            安全性に留意しつつ，適切な現金の取扱いとなる方法等について検討されたい。</p>	<p>申請者の直接納付，小口現金等，近隣消防本部の対応（現金を預かり納付）を検討しました。            検討の結果，業務に必要な釣銭用小口現金を保有することといたしました。            引き続き，適切な現金の取扱いに努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【消防本部 予防課】</p>